

「新型コロナウイルス感染防止対策補助金」よくあるご質問

(1) 補助対象者について

No.	質問内容	回答
1	本社は取手市外にあるが補助対象となるか。	取手市外に本社がある事業者であっても、市内に事業所があり市内事業所で感染防止対策の取り組みをされた場合は対象となります。
2	市内に住民票がある個人事業主で、市外に事業所を有する場合は対象となるか。	対象外です。住民票の所在でなく、事業所の所在で判断します。 ①住民票：市外、事業所：市内→「対象」 ②住民票：市内、事業所：市外→「対象外」
3	市内に2つ以上の事業所があるが、それぞれが補助対象となるか。	補助金交付は、同一申請者に対し一度限りとなります。市内に2つ以上の事業所がある事業者様であっても、申請は一度限りとなります（市内事業所分をまとめて申請します）。
4	NPO法人は補助対象となるのか	補助対象となります。
5	自宅兼事業所の備品購入や改修工事は対象となるか。	事業所を複数人で使用される場合や、不特定多数のかたが来所されるなど、感染防止対策が必要であれば補助対象となりますが、一人で作業されている事業所や、明らかに業務用ではなく、個人的な使用のものについては、補助対象外です。
6	補助対象経費について、国や他の団体等が実施する同様の補助金の交付を受けたが、申請できるか。	補助対象経費について、他の制度の補助金等の金額を補助対象経費の総額から控除した額が対象経費となり、その2分の1（1,000円未満切捨て）が補助額となります。

(2) 補助対象経費について

No.	質問内容	回答
7	既に購入した消毒液やマスクは対象となるか。	令和2年2月1日以降（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた時期）に支払いが完了したものは対象となります。支払いが完了したことの分かる書類（領収書、レシート等）が必要です。
8	インターネットで購入したものは対象となるか。	対象です。「支払いを証明できるものの写し」として、購入品目・数量・購入金額・購入者・購入日（支払い日）などが確認できるページを印刷したものを添付してください。
9	テイクアウトを始めたが、容器等の購入や、のぼり、ホームページ作成費用は対象となるか。	新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年2月1日以降にテイクアウトを始めた場合は対象となります。

10	空気清浄機は補助対象となるか。	補助対象です。1万円以上の金額となるものは、設置状況のわかる写真も添付してください。
11	リース代は補助対象となるか。	対象外です（ランニングコストは対象外です）。
12	対象外の経費を教えてください。	消費税、公租公課、レンタル・リース料、月額使用料、人件費など
13	飲食店で客が使用する注文専用のタブレットを購入した場合、対象となるか。	タブレットについては、汎用性の高いものについては対象外となりますが、オーダー専用など汎用性の高くないものは補助対象経費となります。
14	加湿器の購入費用は補助対象となるのか。	感染症予防対策となるため補助対象となります。
15	「新しい生活様式に対応」とは何が想定されるか。	新型コロナウイルス感染症対策（3密・保健衛生対策）や、テレワークの取り組み、テイクアウト・デリバリーの取り組み、オンライン通販の取り組み等を想定しています。詳しくは担当にお問合せください。
16	分割ローンで購入したものは対象になるか。	令和3年10月31日までに支払いが完了していれば対象となります。全額支払ったことが分かる書類を添付してください。
17	（申請者は法人ですが、）ネット注文したため、領収書宛名が個人名となっている。対象となるか。	対象となりますが、立替精算されている場合は、領収書の写しに加えて、会社への経費精算書類等を添付してください。

(3) 申請手続きについて

No.	質問内容	回答
18	窓口での申請は可能か。	感染拡大防止の観点から、「郵送」での申請をお願いいたします。または産業振興課の窓口前に「収受箱」を設置しますので、申請書類を投函してください。「チェックリスト」で提出書類を確認し、漏れのないようお願い申し上げます。
19	複数回に分けて物品等を購入した場合でも、まとめて申請するのか。	まとめて申請してください。それぞれの購入品等の支払い完了日が確認できるものと内訳がわかるものを提出してください。領収書、レシート、銀行振り込み明細等は必須となります。領収書等で内訳がわからない場合は、請求書、内訳明細書、カタログ等を添付してください。
20	追加の物品購入をしたため、もう一度追加で申請可能か。	補助金の交付は、同一の申請者に対し1度限りです。対象経費分をまとめて申請してください。
21	補助金申請が通らない場合もあるのか。	審査で補助対象経費でない等交付要件を満たさないと判断された場合、補助金の交付がされない場合もあります。

		す。その際は、不交付決定通知を送付します。
22	申請書の押印は「認印」でよいか。法人の場合は「会社印」となるか。	はい。法人の場合は、「会社印」または「代表者印」を押印してください。必ず「誓約書兼同意書」と同一の印鑑を使用してください。
23	申請書の書き間違い。訂正方法は？	書き誤った箇所に二重線を引き、その上から、申請書と同一の印を押印してください。なお、申請（請求）額を書き間違えた場合は、新たに申請書を作成し直してください（申請（請求）額の訂正印使用は不可）。
24	クレジットカード払いは対象ですか。クレジットカードでの支払いが完了したことが分かる書類は何を添付すればよいか。	対象となります。 「領収書・レシート等の写し」に加えて、「カード会社発行の利用明細の写し」及び「クレジットカード決済口座のから引き落とされたことが分かる書類（通帳の写し等）」を添付してください。
25	クレジットカード払いで令和3年10月に商品を購入し、支払日が令和3年11月になる場合は補助金の対象となるのか。	令和3年10月31日までに支払いが完了したものが対象となりますので、11月にカード決済口座から引き落とされるものに関しては補助対象外となります。クレジットカード払いは、カード決済口座から補助対象経費の代金が引き落とされた日が支払いが完了した日となりますので、ご注意ください。
26	補助対象経費の支出及び内訳がわかるもの（領収書、レシート等）がない場合が申請できるか。	対象経費に該当していても、支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象経費に計上できません。再発行等で対応していただくようご検討ください。
27	単価1万円以上の備品等の購入、改修工事の写真撮影の注意点を教えてください。	事業所内であること、物品の個数（改修工事場所の状況）、店舗の設置場所が確認できるように撮影してください。必要であれば、写真を数枚添付してください。
28	電子マネーで支払ったものは対象となるか。	対象となります。ただし、ポイントで支払った金額は対象となりませんのでご注意ください。電子マネーで支払った場合は、ポイント以外の、申請者が負担した金額が表記されている領収書・レシート等の写しを添付してください。